

三条市都市計画マスタープラン

第2編 全体構想（案）

第3～7章 変更箇所

目 次

第3章	将来都市構造	・ ・ ・ ・ ・	P2～12
第4章	土地利用の基本方針	・ ・ ・ ・ ・	P13～21
第5章	都市施設等の整備方針	・ ・ ・ ・ ・	P22～34
第6章	都市環境の形成・保全方針	・ ・ ・ ・ ・	P35～50
第7章	防災都市づくりの方針	・ ・ ・ ・ ・	P51～58

第3章 将来都市構造

（１）都市的区域 変更なし

主に「市街地としての基盤整備や土地利用の誘導により、都市機能の集積を図る区域」

- 既成市街地や燕三条駅周辺「各種商業機能や業務機能、コンベンション機能の集積を図る区域」
- 工場集積地や工業団地、**栄地域**国道8号沿線「産業基盤の整備や改善により産業立地等を促す区域」
- 住居がまとまって立地している区域「生活基盤の改善、更新や土地利用制限の見直しなどにより、暮らしやすい居住空間の維持、創出を図る区域」
- 一定程度のまとまりをもち、今後、地域の核としての役割が期待される区域「環境に配慮するとともに、地域の特性に応じた土地利用の適切な誘導や市街地基盤の適切な改善、更新を図る区域」

（２）田園区域 変更なし

主に「農業生産地としての農地や集落地により構成されている区域を農業生産環境の維持・改善と集落地における生産環境の向上などにより、農業振興を図る区域」

- 優良農地をはじめとする農用地区域「第一次産業の生産拠点として、保全・活用を図る区域」
- 農地の周囲に点在する集落地「生活基盤の改善などにより、集落環境の維持・向上を図る区域」
- 用途地域辺縁にあり、将来宅地化が懸念される区域「農地と調和した地域環境の保全に向けて土地利用の適切な誘導を図る区域」

（３）自然区域 変更なし

主に「山間部や河川など、将来にわたり貴重な自然環境・空間として保全を図るべき区域、又は保全を図りながら自然とふれあえる場として活用する区域」

- 国定公園や自然公園、市街地に隣接する丘陵地の積極的な保全と、その一部を市民が自然のふれあえる場としての活用
- 信濃川、五十嵐川などの河川とその周辺の防災性の向上と、水辺空間としての活用

(1) 拠点の形成方針

① 中心拠点

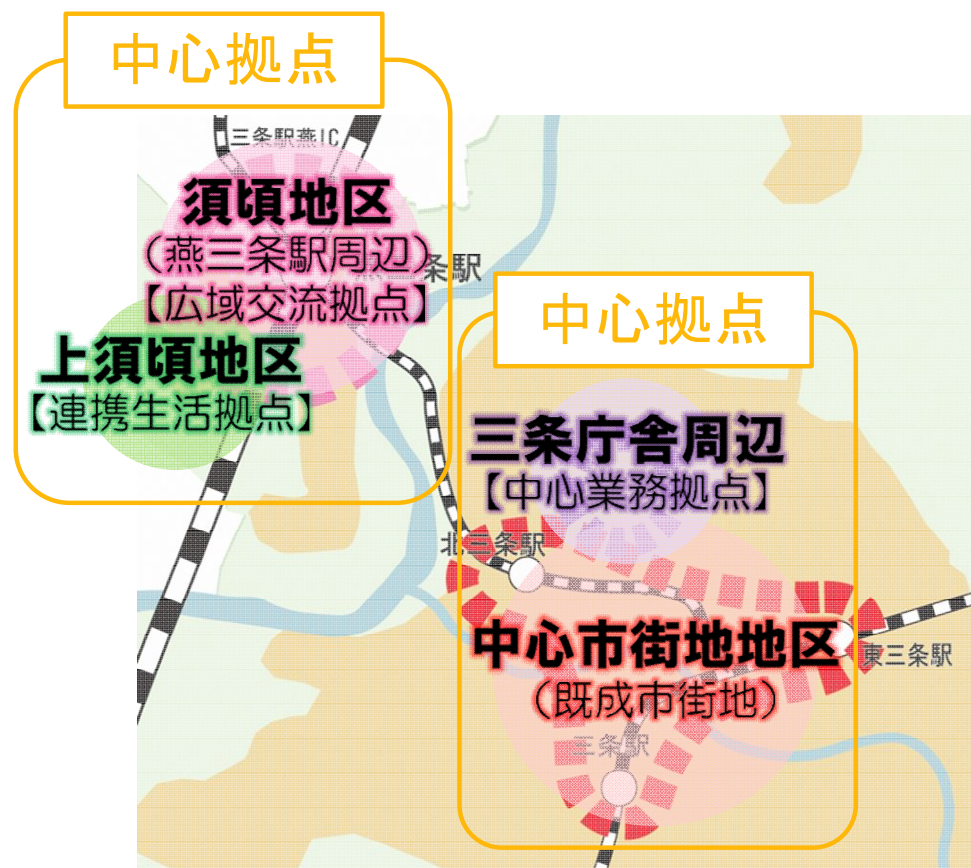
[変更概要]

- 「広域立地適正化に関する基本方針」との整合を図り、上須頃地区（連携生活拠点）の追加。
- 現行では既成市街地のみを中心拠点としていたが、立地適正化計画との整合を図るため、「広域交流拠点」「連携生活拠点」を中心拠点到分類。また、中心業務拠かも既成市街地と合わせ中心拠点とした。

<現行計画>



<見直し案>



2 軸と拠点の形成

(1) 拠点の形成方針

①中心拠点

- 中心市街地地区
 - 既成市街地（東三条駅、三条駅、北三条駅を結ぶ範囲を中心とした区域）
- 三条庁舎周辺（中心業務拠点）
 - 市役所三条庁舎周辺
- 須頃地区（広域交流拠点）、上須頃地区（連携生活拠点）
 - 燕三条駅周辺

②中心業務拠点

③広域交流拠点

} [変更概要]
 ○中心拠点に集約したことにより削除。

④②地域拠点

[変更概要] なし

- 市役所栄・下田庁舎周辺

③広域連携地域拠点

[変更概要]

○国道289号八十里越の開通に伴い福島県とつながる玄関口として、八木ヶ鼻温泉周辺の自然観光、地域交流、利便性の向上に資する機能の集積を図るため新規追加。

- 八木ヶ鼻温泉周辺

(1) 拠点の形成方針

⑤④産業拠点・研究拠点

[変更概要]

- 産業拠点として、工業団地に「大島工業団地」「中央工業団地」「工業流通団地」を追加。
- 研究拠点としての位置づけを見直し、地域の発展に資する研究活動を行う場所を対象としたことによる修正。

■ 産業拠点

- 既存の工場集積地、工業団地、**須頃地区・栄**地域の国道8号沿線
- 三条鍛冶道場**や鍛冶ミュージアム**（北三条駅周辺）

■ 研究拠点

- **大崎山公園北部の丘陵地（大崎地区）**
- **リサーチコア、燕三条**地場産業振興センター、**商工会議所（須頃地区）****三条市立大学**
- **新潟県農業総合研究所畜産研究センター（棚鱗地区）**

⑥定住拠点

[変更概要]

- 定住促進については、立地適正化計画を策定したことによりそこで整理していることから項目削除。

用途地域内の第一種低層住居専用地域などの区域を定住促進に向けた定住拠点と位置づけ、良好な居住環境を有する住宅地の計画的な整備を促進します。

- **第一種低層住居専用地域など**

(2) その他拠点の形成方針

①交通拠点

[変更概要]

○表現の修正

- 須頃地区（燕三条駅、三条・燕インターチェンジ周辺）
- 栄スマートインターチェンジパーキングエリア周辺
- 東三条駅周辺

②歴史・文化拠点

[変更概要]

○三条の歴史的な奥行きや地域固有の趣を作り出す歴史的遺産となっている主な社寺に加え、それらを次世代に継承するための役割を担う市内の主な施設を歴史・文化拠点とした。

- 本成寺や東三条別院周辺、三条八幡宮など
- 歴史民俗産業資料館及び別館「ほまれあ」、三条市立図書館「まちやま」など
- 東山寺、石動神社など
- 五十嵐神社、八木神社など

(2) その他拠点の形成方針

③ スポーツ・レクリエーション拠点

【変更概要】

- 「アウトドアのまち宣言」をしていることから、市民の憩いの場、また観光交流の拠点として「大規模な公園」のほかに「野外スポーツ施設」「アウトドア施設」を追加。
- 「漢学の里しただ」をレクリエーション拠点から削除、新たな「道の駅」や「まちの駅」設置の検討についても削除。

- 保内公園、大崎山公園、~~三条市総合運動公園~~、しらさぎ森林公園、~~ミズベリング三条~~中浦ヒメサユリ森林公園など
- 総合運動公園、六ノ町河川緑地、総合グラウンドなど
- ~~八木ヶ鼻~~八木ヶ鼻温泉、~~下田地区のキャンプ場~~越後長野温泉など
- ~~道の駅「漢学の里しただ」~~
- ~~新たな「道の駅」や中心市街地における「まちの駅」の設置の検討~~

(3) 軸の形成方針

①国土交通軸

[変更なし]

②圏域交通軸

[変更なし]

- 北陸自動車道
- 国道 289 号 (3.4.9 燕大崎線含む)
- 国道 289 号バイパス※ (3.3.7 大島東大崎線)
- 国道 290 号
- 国道 403 号 (一部 3.4.15 東三条塚野目線を含む)
- 国道 403 号三条北バイパス道路・三条塚野目道路 (3.3.28 国道 403 号線)
- 主要地方道長岡見附三条線 (3.5.22 三条四日町線を含む)
- 主要地方道長岡栃尾巻線
- JR 信越本線・弥彦線
- 市南部における東西方向の幹線 (構想)

(3) 軸の形成方針

③域内交通軸（都市軸、外環状軸、内環状軸、地域連携軸、地域軸）

【変更概要】

○南北方向における地域軸に、国道289号バイパス（3.3.7 大島東大崎線）の代替路線として位置づけている「下谷地合屋線ほか」を追加。

■ 都市軸（市街地内の交通網の主軸）

● 3.4.10 新保裏館線

● 国道 289 号（3.4.9 燕大崎線）

■ 外環状軸（市街地内の交通網の機能強化）

● 国道 289 号バイパス

（3.3.7 大島東大崎線）

● 3.5.27 西大崎西本成寺線

● 国道 8 号（3.1.1 東本成寺大島線）の一部

■ 内環状軸（市街地内の交通網の機能強化）

● 3.4.12 一ノ木戸西本成寺線

● 3.5.25 荒町北中線（第一産業道路）

● 3.4.13 島田線

■ 地域連携軸（各交通軸との連携強化）

● 市道大浦山手線、市道やまなみ線、

市道月岡道心坂線

（三条地域と下田地域を東西に結ぶ軸）

● 県道大面保内線

（三条地域と栄地域を南北に結ぶ軸）

■ 地域軸（各地域内の交通網の連携・機能強化）

〔東西方向〕

● 市街地：3.5.24 下坂井四ノ町線、
3.5.26 石上興野線

● 三条地域：県道三条八王寺線、市道金子吉田線

● 栄地域：県道分水栄線、
3.4.51 半ノ木一ツ屋敷線、
市道矢田中曽根新田線

● 下田地域：県道三条下田線、県道森町鹿峠線

〔南北方向〕

● 市街地：主要地方道長岡見附三条線
（3.5.22 三条四日町線）の一部、
3.4.18 田島曲渕線

● 三条地域：県道塚野目代官島線、
市道下谷地柳場新田線、
市道下谷地合屋線ほか

● 栄地域：県道坂井猪子場(いのこば)新田線、
市道岡野新田 2 号線

● 下田地域：県道下田見附線、
県道鞍(くら)掛(かけ)八木向線

(3) 軸の形成方針

④自然・環境軸

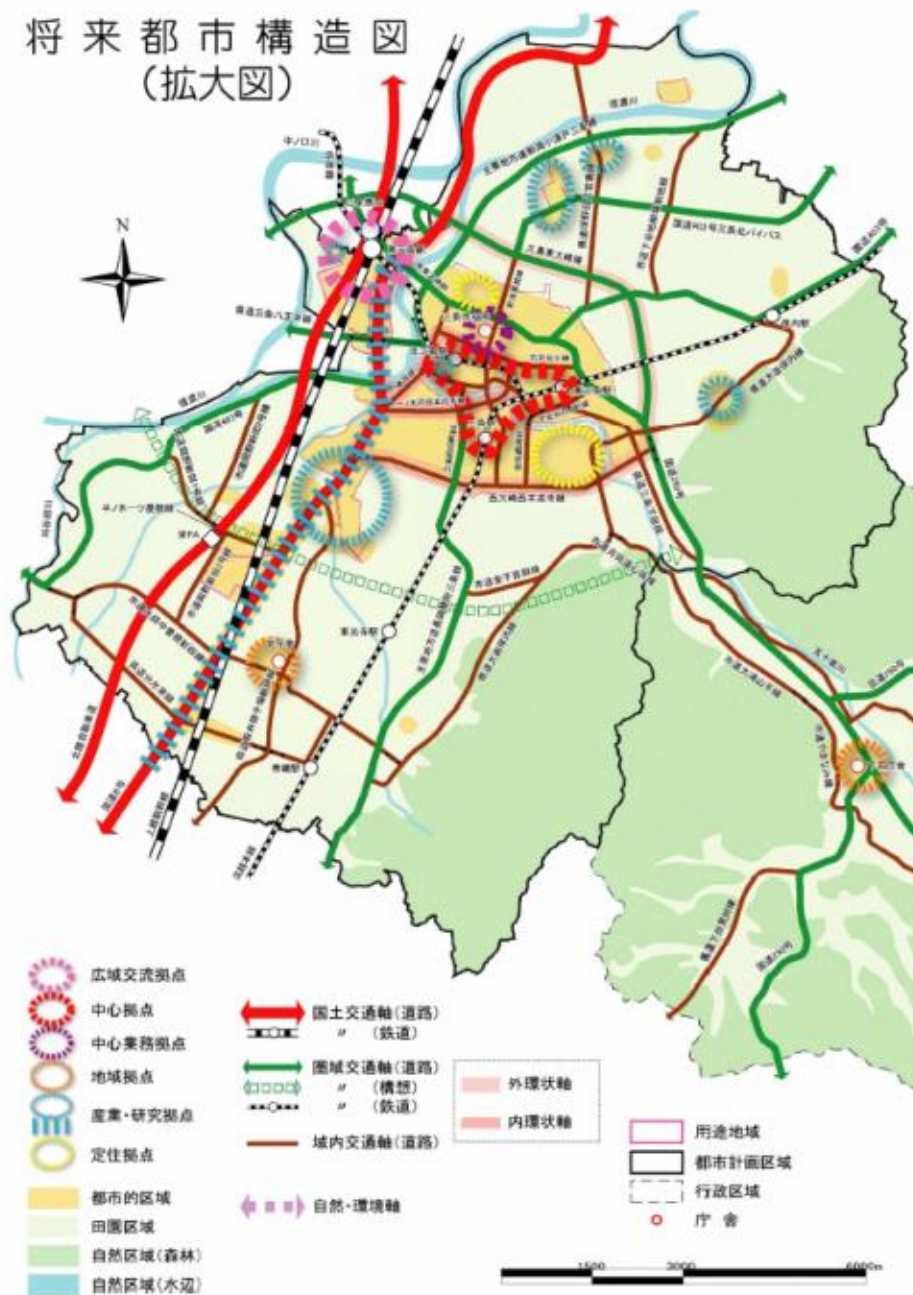
[変更概要]

○越後三山只見国定公園や奥早出栗守門県立自然公園については、第6章都市環境の形成・保全の方針の中で、緑の保全について定めており、軸として位置づける必要がないため削除。

- 信濃川、五十嵐川
- 越後三山只見国定公園や奥早出栗守門県立自然公園

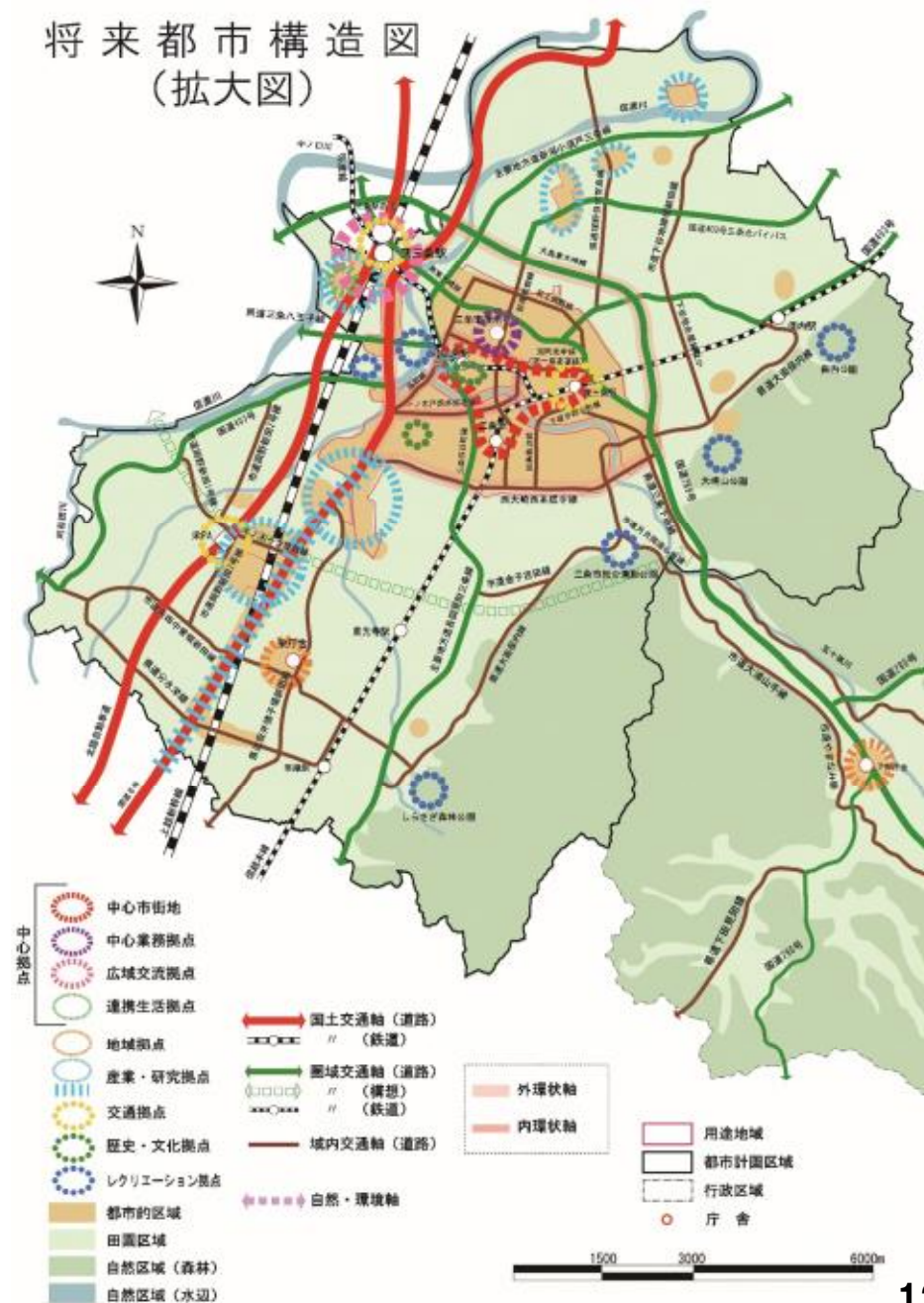
＜現行計画＞

将来都市構造図
(拡大図)



＜見直し案＞

将来都市構造図
(拡大図)



第4章 土地利用の基本方針

(1) 商業・業務区域

① 中心商業地

[変更概要]

- 三条市立図書館「まちやま」の整備に伴う中心市街地の活性化について追記。
- 「三条市立地適正化計画」の誘導施策に基づいた居住機能の集積について追記。

- 中央、昭栄通り、一ノ木戸、東三条、**四日町**の各商店街で構成される中心商業地
- 都市基盤の改善と商店街の再生促進による魅力ある商業空間の形成
- 三条市立図書館「まちやま」をきっかけとした新たな人の流れの創出による賑わいと活力の再生
- 子育て環境の充実
- **まちなか居住の推進のための**「三条市立地適正化計画」に基づく居住機能の誘導

② 中心業務地

[変更概要] なし

- 市役所三条庁舎周辺
- **行政施設を含む、**業務機能の集積による利便性の向上

③ 広域商業・業務地

[変更概要]

- 須頃地区へのアクセス道路となる市道上須頃262号線の整備推進について追記。

- 燕三条駅周辺
- 広域的観点に立った都市機能の集積による利便性の向上
- 道路整備によるアクセス性の向上及び沿線の適切な土地利用の形成

(1) 商業・業務区域

④ 地域商業・業務地

【変更概要】 なし

- 市役所栄庁舎周辺地域や下田庁舎周辺地域
- 日常的に利用される商業施設や公共公益施設の集積維持・向上

⑤ 沿道型商業地

【変更概要】

○3.5.27 西大崎西本成寺線沿道は、現行計画から沿道型商業地に位置づけており、商業地化が進んだ現状を踏まえ、商業系用途地域への見直し等により適正な誘導を目指すことを追記。

- 「3.4.9 燕東大崎線」「3.5.27 西大崎西本成寺線」「国道8号須頃地区区間」の沿線(一部)
- 沿道型商業業務施設の土地利用の適正な誘導

(2) 産業区域

①工業地

[変更概要]

○生産性向上に向けた企業規模の拡大への対応を追記。

- 既存の工業場集積地、工業団地
- 良好な生産環境の維持と企業立地の促進
- 用途地域又は特定用途制限地域の導入の検討による産業基盤の維持

②工業地（市街地隣接型）

[変更概要]

○表現の修正。

- 都市基盤が十分でない工業地
- 地区計画等の活用による環境影響の少ない工業の立地誘導
- 都市基盤の整備や地区計画制度等の活用による住・生産環境の改善

③流通・業務地

[変更概要] なし

- 国道8号沿線
- 立地特性を活かした流通・業務機能の適正な誘導

(2) 産業区域

④ 研究研修地

[変更概要]

○燕三条地場産業振興センター、三条市立大学を追記。

■ 大崎地区

● 研究研修地として緑に囲まれた良好な環境の保全

■ 須頃地区、棚鱗地区

● 研究研修地としての環境の維持、向上

⑤ 伝統的地域産業保全地

[変更概要]

○北三条駅周辺について、伝統的地域産業の伝承の拠点として追記。

■ 中心市街地の周囲に指定される特別工業地区

● 歴史ある伝統的地域産業等及び関連産業等の保護、育成

● 伝統的地域産業を伝承し、保全する場としての活用の促進

(3) 住宅区域

① **低層専用住宅地**住宅専用

[変更概要]

- 第二種中高層住居専用地域の住居環境保全・改善や生活基盤の整備・拡充について追記。
- 「三条市立地適正化計画」に基づいた居住誘導を図ることを追記。

- **東裏館3丁目、西裏館3丁目、石上2丁目、曲淵2・3丁目、諏訪1・2丁目、月岡1・2丁目付近** **第一種低層住居専用地域及び第二種中高層住居専用地域**
- **中層及び低層専用住宅地**としての環境保全及び改善
- 生活基盤の整備・拡充による宅地化、市街地の更新の促進
- 「三条市立地適正化計画」に基づく居住誘導

② **中層住宅地**

- **西本成寺1丁目、桜木町、東本成寺、西四日町4丁目付近**
- **中層及び低層住宅地**としての環境保全・改善
- **生活基盤を整備・拡充による宅地化の促進**

(3) 住宅区域

③②一般住宅地

[変更概要]

○「三条市立地適正化計画」に基づいた居住誘導を図ることを追記。

■ 第一種住居地域

- 都市基盤の改善や建築物の不燃化の促進等による環境改善道路改良等の生活環境の向上に向けた取組の推進
 - 地域特性に応じた土地利用の促進
 - 「三条市立地適正化計画」に基づく居住誘導
- #### ■ 市役所栄庁舎周辺地域・下田庁舎周辺地域
- 生活基盤の整備改善
 - 地域の特性に応じた土地利用の誘導

(1) 農業区域

[変更概要]

○農地の機能として、景観形成、環境保全の他に防災面を追記。

- 農用地区域をはじめとする優良農地
- 無秩序な転用等の防止による生産環境の適切な保全

(2) 集落区域

[変更概要] なし

- 集落区域
- 地域の状況を踏まえた適切な土地利用の誘導維持
- 道路や給排水施設といった生活基盤の適切な整備、改善・拡充

(3) 用途地域縁辺区域

[変更概要] なし

- 用途地域無指定地域の住宅地
- 用途地域縁辺区域における、地域の特性に応じた適切な土地利用の誘導無秩序な開発の抑制

(1) 森林区域

①自然公園区域

[変更なし]

②森林区域（その他）

[変更概要]

○アウトドア施設など、レクリエーション・交流の場としての活用の促進について追記。

■ 丘陵地及び山間地（自然公園区域を除く）

● 里山、丘陵地、山間地の森林等の適切な管理・保全の促進

● 身近な自然に親しむことのできる場としての活用の検討

● ハ木ヶ鼻周辺地域のアウトドア施設など、レクリエーション・交流の場としての活用の促進

(2) 水辺区域

①水辺区域

[変更概要]

○水と親しむ空間として、河川緑地等における各種レクリエーション・イベント等を追記。

■ 信濃川、五十嵐川、刈谷田川やその他の中小河川など

● 河川改修による安全性の向上

● 水と親しむことのできる空間としての活用

第5章 都市施設等の整備方針

(1) 整備目標

変更なし

(2) 道路の整備方針

①国土交通軸（国道8号）の整備方針

[変更概要]

○慢性的な渋滞解消による交通の円滑化及び地域経済の活性化を追記。

- 国道8号の栄拡幅の早期**完成実現**と須頃地区以北の4車線化の促進

②圏域交通軸（国道289・290・403号、主要地方道等）の整備方針

[変更概要]

○国道289号八十里越について、今後の交通需要の変化に応じた市街地内道路とのネットワークの強化を追記。

- 国道・県道の整備・改良の促進と都市計画道路との連携強化
- 都市計画道路に指定されている主要幹線道路の整備促進（（仮称）石上大橋下流橋、3.3.7 大島東大崎線、3.3.28 国道403号線、3.5.22 三条四日町線）
- **国道289号八十里越開通後の交通需要の変化を見込んだ対策の推進**
- **沿線の自然生態系の保全に配慮した国道289号八十里越の整備促進**
- 市南部における東西方向の連携強化を担う幹線道路の検討

(2) 道路の整備方針

③域内交通軸の整備方針

[変更概要]

- 国道403号方面から上須頃地区へのスムーズな交通アクセスの確保のため、「市道上須頃262号線」の整備促進を追記。
- 都市計画道路や、幹線道路については財税状況を踏まえた優先順位の考慮を追記。

- 市街地を南北に結ぶ「3.4.10 新保裏館線」の整備推進
- 南北方向の軸を担う「3.4.18 田島曲渕線」の整備推進早期完成
- 市街地の内環状機能を担う「3.4.12 一ノ木戸西本成寺線」「3.4.13 島田線」の整備推進
- 市街地の外環状機能を担う「3.3.7 大島東大崎線」「3.5.27 西大崎西本成寺線」の整備推進
- その他の都市計画道路や県道・幹線市道等の優先順位を踏まえた整備推進

(3) 道路環境の改善方針

①安全な道路空間の確保

[変更概要]

- 通学路の危険個所の改善に向けた取組強化について追記。

- 歩行者の多い路線、通学路を中心とした街灯の設置、歩道の新設・拡幅・段差の解消、自転車及び歩行者の通行帯の分離
- 幹線道路の交差点改良による右折レーンの設置や踏切の拡幅
- 生活道路やバス路線のある道路等における交差点改良や交通安全施設の設置

(3) 道路環境の改善方針

② 質の高い道路空間の創出

[変更概要]

○適正な維持管理にあたり、民間活力の導入について追記。

- 街路樹の整備、透水性舗装などによる質の高い道路環境の創出及び適正な維持管理

③ 雪に強い道路の整備

変更なし

(4) 都市計画道路の整備と見直し

[変更概要]

○表現修正。

- 効果の高い路線、区間における優先的整備
- 『新潟県都市計画道路見直しガイドライン』に基づく、都市計画道路網の見直しを含めた総合的な都市計画道路網のあり方の検討

(1) 整備目標

[変更概要]

- 「三条市地域公共交通総合連携計画」から「三条市地域公共交通計画」に変更。
- デマンド交通の内容を追記。

公共交通は、市民の移動手段として基本的かつ重要な機能である鉄道、バス等の公共交通は、ことから、「三条市地域公共交通計画」※に基づきながら、今後もその運行を継続し、社会情勢の変化に応じて必要な見直しを実施していくとともに、デマンド交通※の維持に努め、新たな移動需要への対応を通じて、将来にわたって誰もが移動しやすく、さらに人を動かし、まちを活性化させる持続的な公共交通体系をめざします。将来の都市構造や土地利用、施設立地等と連携した公共交通のあり方を踏まえ、交通機能充実を図り、過度に自動車に依存しない、歩いて暮らせる都市づくりをめざします。

また、「三条市地域公共交通総合連携計画」※と連携し、公共交通機能の充実を図ります。

(2) 公共交通の整備方針

①交通結節拠点の整備、における連携強化等

[変更概要]

- 交通結節点における対応として、駅前広場の拡充を削除。

- 鉄道とバス交通等の連携などによる公共交通環境の向上と交通結節機能の強化
- ユニバーサルデザインに配慮した取組や駐車場・駐輪場等の施設整備に向けた取組、施設機能の拡充等による利便性の向上
- パークアンドライド方式の駐車場の確保等に向けた取組の検討・整備

(2) 公共交通の整備方針

② 鉄道交通の充実

変更なし

③ バス交通の維持・充実

【変更概要】

○バス路線から離れた地域の移動を支え、誰もが使いやすい移動手段の確保を追記。

○国道289号八十里越の開通による生活利便性の向上や交流人口の増加を見据え、円滑な移動を実現するための公共交通機関の運行や交通手段について只見町との連携を目指すことを追記。

● 路線バスの充実や福祉バス・スクールバス等を有効活用したコミュニティバスの導入

● 主として中心市街地や主要な拠点間を連絡するバス路線等の確保・充実

■ 路線バス・コミュニティバス・循環バス

● 運転本数や運行系統の見直し等の関係機関への働きかけ 運行の維持と利便性向上

● バス停及び関連施設充実に向けた関係機関への働きかけ 地域主体のコミュニティバス拡大の検討

■ 循環バス

● 運転本数や運行系統等の見直し

● バス停及び関連施設の整備検討

■ デマンド交通

● 利用方法の周知と利用促進

● AIオンデマンド交通システムのさらなる利用利便性の向上

■ 高速バス

● 路線バス等との路線の連携強化や周辺環境整備に向けた関係機関への働きかけ

■ 広域連携

● 国道289号八十里越の開通を見据えた只見町との連携

(2) 公共交通の整備方針

④ 中心拠点と地域拠点等の連携強化

【変更概要】

○地域の輸送資源を活用した路線の高頻度化を検討し、中心拠点と地域拠点間等のアクセス性、利便性の向上について追記。

- 中心拠点と各地域拠点間の公共交通網の維持と連携強化
- 地域の輸送資源を活用した路線の高頻度化の検討
- 各拠点間の連携強化の取組の検討

⑤ 総合交通計画の検討

【変更概要】

○「総合交通計画」については、「地域公共交通計画」を策定したことにより削除。

- 都市構造、土地利用、施設立地、交通環境等や交通需要を踏まえた総合的な交通計画策定の検討

(1) 整備目標

[変更概要]

○民有地の緑化に関する記載は、「第6章 2(4)市街地の緑の整備方針」へ集約。

公園や緑地は、都市に潤いややすらぎをもたらすとともに、防災面においても避難地としての役割をはじめ延焼防止効果、さらに脱炭素社会実現への寄与、生物多様性の形成及び緑環境や景観等を活かした地域振興など、多様で重要な機能を担っていることから、公園・緑地整備を推進する「緑の基本計画」※をの策定等により、公園・緑地整備や民有地の緑化に対する総合的な整備・保全等を計画的に進めます。

また、このような機能を社会資本整備や土地利用等のハード・ソフト両面において活用し、持続可能で魅力的なまちづくりを進める「グリーンインフラ」の理念に基づきながら、既存の各種公園・緑地の適正な維持管理を図るとともに、効果的・計画的な公園・緑地の整備に努めます。

(2) 公園・緑地の整備方針

①緑の拠点となる大規模な公園の整備

[変更概要]

○防災機能を有する公園整備についての調査研究の検討について削除。

■保内公園、大崎山公園、総合運動公園

●適切な管理、公園機能の改善、向上

■しらさぎ森林公園や中浦ヒメサユリ森林公園

●自然を活かした機能の充実

■防災公園※

●防災機能を有する公園整備についての調査研究の検討

(2) 公園・緑地の整備方針

②身近に利用できる公園の整備

[変更概要]

○公園の適正配置を図ることについて追記。

■街区公園等の整備

- 関連公園配置や市域内の居住人口バランスに配慮した公園整備
- 再配置計画策定による公園の適正配置

③河川緑地等

[変更概要]

○河川緑地について、防災教育の場としての活用を追記。

■河川緑地等の整備

- 市民の憩いの場となるような緑地環境や遊歩道・サイクリングロード等の整備維持管理
- 市民との協働活動による親しみのある水辺空間の創出
- 防災教育の拠点としての活用
- 競馬場跡地における土地利用計画の検討

(2) 公園・緑地の整備方針

④水と緑のネットワークの形成

[変更概要]

○緑化施設等の整備だけでなく、適切な維持管理を図ることについて追記。

■水と緑のネットワーク

- ポケットパークなどの施設等の整備
- 河川緑地等の水辺空間の活用した施設等の整備
- 水と緑のネットワークの形成による質の高い緑豊かな市街地環境の創出

⑤良好な緑地の保全

[変更概要]

○丘陵地及び山間地に広がる森林の機能として、水源涵養機能、景観形成、環境保全に加え、防災を追記。

■社寺林・市街地内の緑

- 緑地の保全

■丘陵地及び山間地に広がる森林

- 自然公園地域、保安林、地域森林計画対象民有林の適切な管理・保全

(1) 整備目標

[変更概要]

- 近年において激甚化する自然災害に対応するための治水対策として修正。
- 河川敷の利活用については、「3③河川緑地等」に集約したため、削除。

近年の激甚化・頻発化する集中豪雨や台風及び、宅地化の進展等により懸念される家屋の浸水被害や道路冠水といった水害リスクへの対策として、河川の整備にあたっては、平成16年に発生した7.13豪雨水害、平成23年に発生した7.29新潟・福島豪雨を踏まえ、治水対策の強化を推進します。また、河川は都市の貴重な水辺空間でもあることから、河川敷等の利活用を含め、市民の潤いとやすらぎの場として、地域に根ざした川づくりを進めます。

(2) 河川・水路の整備方針

①治水対策

[変更概要]

- 信濃川水系の河川災害復旧事業については、概ね完了済みのため削除。

■治水対策の推進

- 信濃川水系の一級河川やにおける災害復旧事業の早期完了及び中小河川等の河川改修の推進促進
- 排水路改修等による内水排除の改善

②河川空間の整備

■水辺空間の整備推進

- 潤いとやすらぎの場としての環境整備
- 市街地の再生・活性化にも配慮した水辺空間の整備
- 競馬場の跡地利用の検討

(1) 整備目標

浸水の~~防除~~軽減、生活環境の改善及び公共用水域の水質の保全など、安全・安心で暮らしやすい都市環境を創出するとともに、生態系と一体的に捉えた、健全で良好な水環境の保全・創出を図るため、下水道の整備を推進します。

(2) 下水道の整備方針

① 公共下水道の整備方針

[変更概要]

○近年の集中豪雨の増加や都市化の進展による浸水リスクの増加を踏まえた雨水貯留施設等の整備の推進について追記。

■公共下水道等の整備

- 公共下水道、特定環境保全公共下水道の効率的推進整備
- 下水道使用料金の減免などによる汚水処理広報活動の推進による接続率の向上
- 施設の効率的利用と長寿命化雨水貯留施設等の整備

② 農業集落排水の整備方針

[変更概要] なし

■農業集落排水の整備

- 施設の効率的利用と長寿命化
- 啓発広報活動推進による接続率の向上

(1) 整備目標

変更なし

(2) その他の施設等の整備方針

① 水の安定供給に向けた上水道施設の強化

変更なし

② 公営住宅の環境改善

② 公共施設の耐震化適正な管理の推進

【変更概要】

○施設の耐震・不燃化等の促進は概ね完了済みであることから、「耐震化の推進」から「適正な管理」に修正。

④ 情報通信基盤の充実

③ その他の施設整備（体育・文化・福祉・健康増進・教育施設等）

【変更概要】

○「三条市公共施設等総合管理計画」、「三条市公共施設再配置計画」に基づき適正な維持管理や将来人口規模等に応じた施設の適正配置に努めることを追記。

- 上水道管路等施設の耐震化施設の既存施設の改善
- 公営住宅のバリアフリー化の推進
- 公共施設の適正な管理耐震・不燃化等の促進
- 情報基盤施設の拡充
- その他の施設整備（体育・文化・福祉・健康増進・教育施設等）への適切な取組

第6章 都市環境の形成・保全等の方針

(1) 目標

[変更概要]

○土地区画整理事業等の記述を削除。

市街地においては、自然を活かした暮らしやすい都市の環境を形成するため、積極的な緑化による緑豊かな都市づくりを進めるとともに、地球規模で進む環境問題に対応した環境負荷の小さい都市づくりを進めます。

~~土地区画整理事業等は、地域における都市機能の一体的な整備が可能なことから、地域が抱える都市づくり課題や今後の土地利用の方針を踏まえ、今後も事業導入の可能性を検討します。~~

~~また、~~宅地造成などの開発行為※等については、これら開発の積み重ねにより都市が形成されることから、適切な土地利用や施設整備等の誘導を図ります。

(2) 面的基盤の整備方針

①土地区画整理事業等

[変更概要]

○表現の追加。

- 各種の条件を踏まえた中での**必要に応じた**土地区画整理事業等の導入を見据えた検討

②開発行為等の宅地造成事業

[変更概要]

○「三条市立地適正化計画」に基づく土地開発の誘導を追記。

- 適正な土地開発の誘導による秩序ある都市づくりの推進と良好な都市環境、居住環境、自然環境等の形成及び保全

(3) 既成市街地等における環境の形成方針

①地区計画等

[変更概要]

○表現の修正。緑地協定の導入についての追記。

- 地区の特性に応じた地区計画等の積極的な導入検討促進
- 市民が自主的に締結する緑地協定等の積極的な導入促進

②建築協定・緑地協定

- 市民が自主的に締結する建築協定や緑地協定の積極的な導入促進

(4) 市街地の緑の整備方針

①公共空間における緑化の推進

[変更概要]

○市民の主体的な活動による、土地利用の特性に応じた緑豊かな空間づくりについて追記。

○市民緑地制度の導入の促進などにより、空き地等を活用した市街地の緑化について追記。

- 季節感のある花木やシンボルツリーなどによる公共空間における緑化の推進
- ブロック塀や金網フェンスなどから生垣などへの転換による緑化の推進
- 街路樹の適正な維持管理植栽などによる良好な道路空間の維持緑化の推進
- 市民緑地制度の導入などによる市街地の緑化

(4) 市街地の緑の整備方針

②市民参加による緑化の促進

- 生垣助成制度などによる住宅地の緑化推進
- 緑地協定導入の検討
- 壁面緑化、屋上緑化の促進

(5) 居住環境の形成方針

① 良好な**居住**環境の維持・向上

[変更概要]

- 集落環境において、水路や道路改良など地元要望への対応を継続的に行うことを追記。
- 「安全で良質な住宅・宅地の供給」の内容を追記。

- 市民の意向を踏まえた地区計画の導入
- 集落環境における継続的な生活基盤の適切な改良
- 道路や公園等の基盤施設を十分に備えた良質な宅地の供給促進
- 耐震・耐火性能が高く、省エネルギー性能を確保した良質な住宅供給の促進

② 住宅と工場が共生する都市づくり

[変更概要]

- 特別工業地区については、周囲の居住環境との調和に配慮しながら、利器工匠製造業等の伝統的地域産業等の保護、育成を図ることを追記。

- 建物用途の強化・緩和などを目的とした**特別用途地区**、地区計画等の**検討導入**
- **公害防止協定や環境保全協定の導入支援**
- 特別工業地区における伝統的地域産業及び関連産業の保護、育成

③ **安全で良質な住宅・宅地の供給**

- **道路や公園等の基盤施設を十分に備えた宅地の促進**
- **緑耐震・耐火性能が高く、省エネルギーに配慮した良質な住宅供給の促進**

(6) 集落環境の形成方針

① 集落環境の維持・向上

- 生活基盤の適切な改良

(6) 防犯・安全に対する環境形成の方針

① 防犯・事故防止に配慮した都市空間の整備

変更なし

② 防犯・事故防止活動

[変更概要]

○多くの地域住民に防犯活動への参加を促すことで防犯体制の強化を図り、犯罪が起こりにくい環境づくりを推進することを追記。

- 地区の特性や環境に応じた安全点検地域防犯活動の取組
- 防犯・安全マップの作成などによる危険情報の公開・共有化等の促進
- 新たな活動主体の確保による防犯体制の強化

(1) 目標

[変更概要]

○新技術導入による農林業従事者の担い手不足対策を追記。

森林や農地などの豊かな自然環境については、本市の大きな財産として次代に引き継ぐため、その保全とともに、自然とのふれあいの場として活用します。

また、農地や山林の効率的な維持管理と経営に有効な新技術の導入を検討するなど、農林業従事者の高齢化や担い手不足の解消も同時に促進します。

また、さらに、河川等の水辺については、市街地の貴重な自然環境、また、水生生物などの生息地として、生態系にも配慮した水辺の保全と再生を進めます。

(2) 緑の保全方針

① 森林の保全・活用

[変更概要]

○林業所得の向上に向けた取組を推進し、林業の担い手の確保を図ることを追記。

○国道 289 号八十里越沿線の広域的な連携について追記。

- 自然公園法及び自然環境保全法等の適切な運用
- 地域森林計画等に基づく適切な管理
- 高性能林業機械の活用などによる効率的な林業施業の支援
- 国道 289 号八十里越沿線の自然環境の保全と魅力活用
- 既存施設の適切な維持管理

(2) 緑の保全方針

②屋敷林や社寺林の保全

[変更概要]

○市民緑地制度に関する記述は、「市街地の緑の整備方針」へ記載することで削除。

● 市民緑地制度※の導入などによる樹林地の保全と活用

● 保存樹・保存樹林の指定による維持・保全の支援

③農地の保全・活用

[変更概要]

○農業所得の向上と担い手確保のため、農地の集積・集約や農産物の高付加価値化、ブランド力の向上を推進することを追記。

○水源のかん養や自然環境の保全など、農業が持つ多面的機能が発揮されるよう、農業用施設の長寿命化、質的向上を図る共同活動を支援することを追記。

● 農業振興地域農用地区域などの優良農地の保全

● 総合的な農業振興策の推進

● 担い手への農地の集積、集約の推進

● 情報発信、販売促進活動の実施

● スマート農業による技術革新・生産基盤の強化

● 農地・水・環境保全向上対策の活動支援の推進

● 作付がされていない農地の有効活用に向けた貸付制度の検討

● 多面的機能を支える共同活動への支援

(3) 水辺の保全・再生方針

① 自然生態系にも配慮した水辺環境の保全・再生

【変更概要】 なし

- 多自然型川づくり※など、自然生態系にも配慮した工種・工法の導入
- 下水道の整備による河川等の水質浄化
- 市民の主体的な参加による美化・清掃活動の促進

② 水とふれあう空間としての活用

- 水辺の緑地、遊歩道などの
- 親水護岸の整備
- 休憩所の設置など水とふれあう空間の確保と活用

(1) 目標

[変更概要]

○「新潟県景観計画」に基づき、本市の特性を踏まえ、良好な景観形成に努めるという内容に修正。

豊かな自然環境や歴史文化的遺産など、多彩で美しい景観要素を有しており、本市固有の景観が形成されています。これらの景観は、ふるさととしての愛着や、ここに暮らすことへの誇りを醸成する要素でもあることから、「新潟県景観計画」に基づき景観計画の策定を見据え、良好な景観を積極的に守り、育てるとともに、新たな魅力を付加させる視点から、都市的な景観も含めた改善と本市の豊かな自然環境や地域風土、歴史的なまちなみ等を保全していくとともに、駅や中心市街地等の「まちの顔」としてふさわしい魅力・賑わいのある景観形成に努め創出を進めます。

(2) 景観形成の方針

① 自然景観の保全

ア 山地・丘陵地の森林景観

[変更概要] 変更なし

- 山地・丘陵部に広がる森林の保全
- 建築物等の建築における周辺環境への配慮と自然景観にとの調和する適切な誘導

イ 山間地の田園景観

[変更概要]

- スマート農業の推進や自然を活かした交流活動の拡大について追記。
- 平地部に広がる田園景観の保全について追記。

- 棚田の保全と利活用
- 農業振興策と連携した保全等

ウ 平地部に広がる田園景観

- 農業振興策と連携した保全等の保全と利活用
- 農業振興策と連携した保全等

(2) 景観形成の方針

① 自然景観の保全

ウ 景観形成の軸となる河川景観

[変更概要] なし

- 河川及び水辺環境の維持・保全
- 親水空間、生物生息空間としての河川整備の促進
- 橋梁等の河川景観との調和に配慮と眺める場所としての整備検討

② 歴史的文化的な景観の再生・活用

ア 歴史的建造物

[変更概要]

○歴史文化資源の活用に向けたデジタルアーカイブ化等の活用や学校における教育活動の充実について追記。

- 歴史的建造物の貴重な歴史的景観資源としての保全
- 広告看板等の設置における周辺景観と調和を図った適切な誘導
- 歴史遺産の保全に向けた市民意識の醸成
- 歴史的文化的な景観資源として価値の高い建築物などの発掘と活用

イ 集落景観

[変更概要]

○建築物等に関する記述を削除。

- 既存の集落景観の維持・保全
- 建築物等の建築における集落景観と調和する適切な誘導
- 屋敷林の保全等による緑豊かな居住環境の維持・創出

(2) 景観形成の方針

③市街地景観の保全・創出

~~ア~~ 中心商業・業務地景観

[変更概要]

- 市独自で建物デザインや色彩の誘導による景観創出、屋外広告物のあり方検討を削除。
- 空き家対策による景観の保全を追記。
- 現行計画で、イ流通・業務地景観、才景観軸となる幹線道路景観に記載されていた、国道8号の沿道をはじめとする幹線道路沿道緑化の推進を追記。

- ~~●市のシンボルとなる洗練された景観の創出~~
- ~~●建築物のデザインや色彩等の適切な誘導~~
- 歩いて楽しい道路の景観づくりや街路灯のデザイン等による魅力ある街並みの創出 歩行空間の景観保全等による魅力ある街並みの形成
- ~~●屋外広告物のあり方の検討~~
- 空き家対策による景観の保全
- 沿道及び敷地内の緑化推進

~~イ~~ 流通・業務地景観

- ~~●沿道及び敷地内の緑化の推進~~
- ~~●屋外広告物の適切な誘導~~
- ~~●建築物のデザインや色彩等の適切な誘導~~

~~ウ~~ 工業地景観

- ~~●敷地内や屋上、壁面の緑化の促進~~
- ~~●壁面等に対するデザインや色彩等の適正な誘導~~

(2) 景観形成の方針

③市街地景観の保全・創出

エ 住宅地景観

- 地区計画や協定など市民が主体となった景観のルールづくりの促進
- 生垣化や敷地内緑化の推進
- 周辺の街並みに調和した建物デザインや色彩等の適切な誘導

オ 景観軸となる幹線道路景観

- 街路樹などの植栽、沿道民有地における緑化の推進
- 電線類の地中化による道路景観の高質化
- 建築物や屋外広告物などの適切な誘導等
- 日本風景街道(シーニック・バイウェイ・ジャパン)への取組等の検討

(1) 目標

[変更概要]

○三条市における他の計画との関連を記載。

「三条市環境基本計画」や「三条市地球温暖化対策実行計画」などに基づきながら、脱炭素社会の実現に向けて、市民一人ひとりが環境に配慮した無理の無い消費行動を行うとともに、再生可能エネルギーの積極的な活用・創出を図ります。

地球規模で進む環境問題に対応し、「持続可能な都市・環境づくり」への配慮が不可欠なことから、従来の大量生産、大量消費、大量廃棄社会から、ごみの発生抑制・廃棄物の再利用など資源の循環を基本とした、環境負荷が小さい社会への転換を実現する都市づくりを進めます。

(2) 環境負荷の小さい都市づくりの方針

①環境に対する負荷の低減

[変更概要]

○カーボンニュートラルへの対応によるものづくりに関わる市内中小企業者の競争力の維持、強化について追記。

- 自家用車に過度に依存しない質が高く機能的な都市空間の形成や公共交通機関の充実、自転車・歩行者空間の確保
- 無秩序な市街化の抑制と農地や樹林地等の保全・再生
- 環境負荷の小さい工場等の誘致
- 脱炭素経営の普及、促進
- 下水道等の整備による、河川等への負荷の低減

(2) 環境負荷の小さい都市づくりの方針

②循環型社会の形成及び脱炭素社会の実現

[変更概要]

○脱炭素社会の実現に向け、再生可能エネルギーの活用による市民意識の醸成や自然環境や景観との調和を図りつつ再生可能エネルギーの導入を促進することについて追記。

- し尿・浄化槽汚泥や生ごみの肥料化などのリサイクルシステムの構築
- 3R(リデュース、リユース、リサイクル)を踏まえた施策の展開による循環型社会の形成
- 脱炭素社会の実現に向けた市民意識の醸成
- 自然環境や景観と調和のとれた再生可能エネルギーの導入
- 透水性舗装の導入や雨水浸透ますの設置など、消雪パイプによる地下水使用の低減などによる、総合的な水循環システムの構築

③環境に配慮した施設等の整備

[変更概要]

○公共施設の適正な維持管理について追記。

- 公共施設の適正な維持管理
- 省エネルギーや省資源等を考慮した公共施設の整備

(1) 目標

[変更概要]

○「アウトドアのまち」について追記。

五十嵐川や国定公園・県立自然公園に広がる森林などの豊かな自然環境や本成寺などの歴史文化的な資源、全国的にも有名な刃物産地、金属加工技術の集積地、さらにはその技術を活かした発展を遂げたアウトドアのまちであるなど、多様な観光資源を有する地域の特性を活かし、観光拠点の機能の充実とそのネットワーク化により、市内外を問わず多くの人が集まり、交流する都市づくりを進めます。

(2) 観光ネットワークの形成方針

①広域観光ルートの主軸の形成

変更なし

②「八十里越街道」を介した交流人口の増加に資する広域観光施策の推進

[変更概要]

○「八十里越街道」沿線地域の三条市、南会津町、只見町が連携することによる一連の広域観光地の構築について新設項目設置。

- 「八十里越街道」で繋がる都市間における広域観光施策の推進
- 下田地域における観光拠点の充実の検討

③観光ネットワークの環境づくり

- 地域の特性に調和した景観づくりの促進
- わかりやすく、個性の感じられる案内板・サイン等の整備

第7章 防災都市づくりの方針

(1) 目標

[変更概要]

○市民の防災意識及び地域の防災力の向上について記載。

災害の未然防止や災害発生時の安全で的確な避難、円滑な救助・復旧活動などによる被害の縮減など、総合的な対策を講じることにより、災害の起こりにくい、また被害が拡大しにくい都市づくりを推進します。

近年激甚化している災害に対しては、ハードの災害対策だけでなく、災害による被害を最小限にするための自助、共助、公助の取組が重要となることから、市民の防災意識及び地域の防災力の向上に資する取組を推進・支援します。

(2) 災害等に強い都市づくりの整備方針

①災害・緊急時に対応できる道路網の整備

[変更概要]

○救急搬送等の機能強化について追記。

- 災害時・緊急時における道路交通等の代替機能の確保
- 緊急輸送、救急搬送等の機能強化
- 危険箇所や脆弱箇所における構造の補強等や災害発生に対する予防対策の推進

(2) 災害等に強い都市づくりの整備方針

②避難路・避難場所の確保

[変更概要]

○防災上の拠点となる公共施設や避難場所等の建築物の耐震・不燃化などの機能促進の削除。

- 避難路及び緊急輸送路沿道における建築物の耐震・不燃化と延焼遮断帯形成の促進
- 準防火地域*など防火指定等の指定拡大の検討
- 防災拠点・避難場所の適切な確保
- 防災上の拠点となる公共施設や避難場所及び周辺における建築物の耐震・不燃化などの機能促進
- 土木構造物の耐震補強等の実施

③供給施設（ライフライン）等の確保

[変更概要]

○表現の修正。

- 供給施設（ライフライン）等の耐震化と関係機関との連携・連絡体制の強化
- 防火水槽、消火栓等の消防水利の適正な維持管理と改修充実・適正配置

④災害危険箇所等の把握

[変更概要]

○各種ハザードマップの適宜見直しと、市民に対し災害危険性や早期避難に関する周知を行うことを追記。

- 災害危険箇所等の的確な把握
- 総合的な各種ハザードマップの適宜見直し作成等となどによる住民への周知徹底
- 各種ハザードマップの活用による市民への啓発

(2) 災害等に強い都市づくりの整備方針

⑤ 災害時の連絡体制等の強化と減災体制の構築

【変更概要】

- 防災無線をはじめとした、多様な情報伝達手段（ホームページ、メール、SNS）の有効的運用や、浸水センサー等の多様な手段を用いた情報発信体制の強化員について追記。
- 新たな技術の活用事例の研究などについて追記。
- 空家・空地の所有者に対し、危険な空家・空地を原因とする事故や災害の発生抑制に取り組むことについて追記。

- 各種多様な防災情報広報システム情報伝達手段の有効的な運用と多様な手段を用いた情報発信体制の強化
- 地域と連携した連絡・避難体制の構築
- 効果的で実効性のある減災体制の構築
- 空家等に関する意識の啓発と相談体制の確保

(1) 目標

[変更概要]

○内水による家屋の浸水被害や道路の冠水被害について追記。

近年の集中豪雨の増加や都市化の進展等による家屋の浸水被害や道路の冠水被害といった水害リスクの増加を踏まえ、ソフト・ハードの両面からの対策をの強化するとともに、効率的かつ総合的な整備あらゆる関係者が協働し流域全体で行う流域治水に基づく、総合的かつ多層的な対策により、水害に強い都市づくりを推進します。

(2) 水害に強い都市づくりの整備方針

① 河川整備の促進総合的な治水対策の推進

[変更概要]

○治水事業（河川整備）についての記述のみに変更。

- 新通川、島田川、布施谷川、貝喰川、大平川をはじめとする中小河川等の整備の促進
- 保水・遊水機能を持つ農地や森林の保全と無秩序な市街化の防止
- 農用地区域における雨水の流出抑制方策の検討

(2) 水害に強い都市づくりの整備方針

②流域全体で行う多層的な取組の推進雨水排水施設の整備

[変更概要]

- 上記以外の流域治水（遊水池、調整池等の内水対策、農地における流出抑制、水防体制等）についての記述に変更。
- 雨水計画の見直しによる家屋の浸水被害や道路の冠水被害軽減について追記。
- 水防資機材の導入や更新による水防体制の充実について記載。
- 国、県、自治会との連携を図り、地域社会全体の防災意識の向上を図ることについて記載。

- 排水路や排水ポンプ場の整備促進
- 公共下水道（雨水）事業の促進
- 既存施設の有効活用と長寿命化
- 保水・遊水機能を持つ農地や森林の保全と無秩序な市街化の防止
- 農用地区域における雨水の流出抑制方策の推進
- 宅地開発等における適正な調整池の設置と適切な維持管理
- 道路等公共空間における透水性舗装の導入
- 宅地化の進展等による浸水被害の軽減
- 水防資機材の導入・更新
- 国、県、自治会との連携した水防訓練の実施

(1) 目標

[変更概要]

○表現の修正。

~~建築物の耐震化や不燃化を進めるとともに、~~地震発生時の火災、建物の倒壊による円滑な避難活動への支障を低減するため、~~建築物の耐震化や不燃化を進めるとともに、~~の避難路やオープンスペース※の適切な確保など、被害が拡大しにくい都市構造を構築することにより、震災に強い都市づくりを推進します。

(2) 震災に強い都市づくりの整備方針

①建築物等の耐震・不燃化の促進

[変更概要]

○建築確認申請が必要のない都市計画区域外の一般住宅地に対する都市計画区域拡大指定の検討に関する記述を削除。

○中心市街地などの密集市街地における建築物の倒壊や都市大火の予防対策について追記。

- 三条市耐震改修促進計画等に基づいた建築物の耐震化の推進
- ~~建築確認制度導入のための都市計画区域拡大指定の検討~~
- 密集市街地を中心とした建築物の耐震化、不燃化の促進
- 狭隘道路などの拡幅等による改善やオープンスペースの確保

②震災に強い都市構造の構築

- 密集市街地を中心とした建築物の耐震化、不燃化の促進
- ~~狭隘道路などの拡幅等による改善やオープンスペースの確保~~

(1) 目標

変更なし

(2) 土砂災害への対応

[変更概要]

○ 降雨時における通報巡視体制の強化と、避難体制の確立及び強化について追記。

- 斜面崩壊危険箇所※等の的確な把握土砂災害警戒区域（イエローゾーン）・土砂災害特別警戒区域（レッドゾーン）のと住民への周知徹底
- 土砂災害対策事業の推促進
- 降雨時の巡視体制の強化、避難体制の確立・強化
- 危険区域等土砂災害特別警戒区域（レッドゾーン）における開発行為等の原則抑制

(3) 雪害対策の強化

[変更概要]

○ GPSによる除雪管理システムの活用等について追記。

○ 雪害に対する適切な予防対策に関する記述を削除。

- 除雪事業者の負担軽減や経営の安定化等による除雪体制の維持
- 要援護者世帯の除排雪の支援等による除雪体制の維持
- 除雪管理システムを活用した除雪状況の情報発信
- 雪崩危険箇所の的確な把握と住民への周知徹底
- 総合的な雪害対策事業の推進